自動車リサイクル法関係
登録・許可手続
マ ニ ュ ア ル

愛媛県県民環境部環境局
循環型社会推進課

平成２５年３月　改訂版

目　　次

(ページ)

○　登録・許可手続について　・・・・・・・・・・・・・・　１

○　引取業者登録申請・変更届

のための必要書類と留意事項　・・　４

○　フロン類回収業者登録申請・変更届

のための必要書類と留意事項　・・　５

○　解体業許可申請・変更届

のための必要書類と留意事項　・・　６

○　破砕業許可・変更許可申請・変更届

のための必要書類と留意事項　・・　９

○　記載例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

○　様式　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７

登録・許可手続について

愛媛県内において使用済自動車の処理を業として営む場合には、事前に愛媛県（松山市内の方は、松山市）の登録又は許可が必要です。

１　登録を受けなければならない業者

（１）引取業者

自動車所有者から使用済自動車を引き取る業者

（２）フロン類回収業者

使用済自動車に搭載されているカーエアコンからフロン類を回収する業者

２　許可を受けなければならない業者

（１）解体業者

使用済自動車を解体する業者

（２）破砕業者

解体自動車の破砕又はプレス・せん断を行う業者

（注）１　愛媛県と松山市の登録・許可の区分は事業所の所在地により次のとおり区分されます。

〈事業所所在地〉	〈登録・許可の区分〉
松山市以外の市町のみ　・・・・・・	県
松山市内及び松山市以外の両方　・・	県及び松山市
松山市のみ　・・・・・・・・・・・	松山市

２　登録・許可を受けた後の手続

(1) 登録・許可の有効期限は５年間です。その後も業務を継続する場合には、更新手続が必要です。

更新申請書は、業種毎の有効期限のおおむね２ヶ月前から受け付けますので、できるだけ早期に提出してください。

(2) 名称、所在地、法人の役員、施設・設備などに変更があったときは変更届を、事業を廃止したときは廃業届を提出する必要があります。（変更があった日又は廃業した日から３０日以内）

(3) 破砕業者が事業の範囲を変更する場合には、事前に変更許可を受ける必要があります。

［ 申 請 書 の 提 出 窓 口 ］

愛媛県へ申請する場合は、県内６か所の保健所が窓口となっています。事業所（施設）の所在地を管轄する保健所に提出してください。

事業所（施設）の所在地	管轄保健所及び申請窓口
四国中央市	四国中央保健所　衛生環境課 〒799-0404　四国中央市三島宮川四丁目 6-53 Tel　0896-28-1213 Fax　0896-28-1043
西条市 新居浜市	西条保健所　環境保全課 〒793-0042　西条市喜多川 796-1 Tel　0897-56-1300（代） Fax　0897-56-6713
今治市 上島町	今治保健所　環境保全課 〒794-8502　今治市旭町 1-4-9 Tel　0898-23-2517 Fax　0898-23-2531
伊予市 東温市 久万高原町 砥部町 松前町	中予保健所　環境保全課 〒790-8502　松山市北持田町 132 Tel　089-941-1111（代） Fax　089-909-8392
八幡浜市 大洲市 西予市 内子町 伊方町	八幡浜保健所　環境保全課 〒796-0048　八幡浜市北浜 1-3-37 Tel　0894-22-4111（代） Fax　0894-22-0631
宇和島市 鬼北町 松野町 愛南町	宇和島保健所　環境保全課 〒798-8511　宇和島市天神町 7-1 Tel　0895-22-5735 Fax　0895-24-6806

表の見方と注意

１．「様式番号」欄

自動車リサイクル法施行規則（省令）又は当マニュアル（県）で定めた様式の番号を記載しています。書類の発行機関で定められているもの又は特に様式の定めのないものについては、－印を記入しています。

２．「区分」欄の記号は、以下のとおりです。

○印：必ず提出する書類
△印：条件によって提出する書類
×印：提出を要しない書類
－印：当該申請又は届出とは関係のない書類

なお、更新許可において、前回許可の際の法定必要書類に変更があった場合には、×印のものについても、当該変更のある書類又は図面の添付が必要です。

３．その他

当マニュアルに記載した書類だけで審査ができない場合には、別途確認資料を提出していただく場合があります。

新規（更新）申請時や変更届出時に添付が必要な「住民票の写し」や「登記事項証明書」について、複数業種の申請や届出が同時にあった場合に限り、一業種で原本が添付されていれば、他の業種はコピーの添付でも差し支えありません。

引取業者登録申請・変更届のための
必要書類と留意事項

様式番号	書類の名称	区分			留意事項
		新規登録	登録更新	変更届	
様式第一 （省令）	引取業者 登録・更新申請書	○	○	－	＊氏名又は名称及び住所については、住民票（登記事項証明書【商業・法人登記】又は登記簿謄本）どおりに正確に記載すること ＊押印（法人にあっては代表者の印） 氏名の記載・押印に代えて署名することができるが、この場合は必ず本人が自署すること ＊登録申請手数料　（新規）4,000 円　（更新）3,000 円 県収入証紙を申請書の余白に貼付すること ＊使用済自動車のエアコンに冷媒としてフロン類が含まれているかを確認する体制（記載例参照）
様式第二 （省令）	引取業者 変更届出書	－	－	○	＊次の事項に変更があった場合、その日から３０日以内に提出 （１）登録を受けている氏名又は名称、住所、法人の場合は代表者氏名 （２）事業所の名称、所在地 （３）法人である場合は、役員の氏名 （４）未成年者である場合は、法定代理人の氏名、住所（法定代理人が法人である場合は、その名称、住所、代表者、役員の氏名） （５）フロン類の確認体制 ＊氏名又は名称及び住所については、住民票（登記事項証明書【商業・法人登記】又は登記簿謄本）どおりに正確に記載すること ＊押印（法人にあっては代表者の印） 氏名の記載・押印に代えて署名することができるが、この場合は必ず本人が自署すること
－	住民票の写し	○	○	△	申請日の３ヶ月以内のもので、本籍地が記載されているもの （変更の場合は変更後のもの） ＊（個人）本人のもの ＊（未成年者）本人のものに加えて、法定代理人（個人の場合）のものも提出
－	登記事項証明書 【商業・法人登記】 （又は登記簿謄本）	○	○	△	申請日の３ヶ月以内のものであること （変更の場合は変更後のもの） ＊申請者又は法定代理人が法人の場合に提出
様式１号 （県）	欠格条項 不該当誓約書	○	○	○	＊申請者が法第 45 条第１項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書類
－	フロン類の確認体制についての書類	○	○	△	次のいずれかを提出すること ＊確認方法を記載した書類（記載例参照） ＊自動車に搭載されているエアコンの構造に関して十分な知見を有する者が確認できることを示す書類 （自動車整備士や中古自動車査定士等の資格証等の写し、あるいは業界団体等が行う講習の受講終了証の写し等）

フロン類回収業者登録申請・変更届のための
必要書類と留意事項

様式番号	書類の名称	区分			留意事項
		新規登録	登録更新	変更届	
様式第三 （省令）	フロン類回収業者登録･更新申請書	○	○	－	＊氏名又は名称及び住所については、住民票（登記事項証明書【商業・法人登記】又は登記簿謄本）どおりに正確に記載すること ＊押印（法人にあっては代表者の印） 氏名の記載・押印に代えて署名することができるが、この場合は必ず本人が自署すること ＊登録申請手数料　（新規）5,000 円　（更新）4,000 円 県収入証紙を申請書の余白に貼付すること ＊回収しようとするフロン類の種類 該当するものに丸印を記載すること
様式第四 （省令）	フロン類回収業者変更届出書	－	－	○	＊次の事項に変更があった場合、その日から３０日以内に提出 （1）登録を受けている氏名又は名称、住所、法人の場合は代表者氏名 （2）事業所の名称、所在地 （3）法人である場合は、役員の氏名 （4）未成年者である場合は、法定代理人の氏名、住所（法定代理人が法人である場合は、その名称、住所、代表者、役員の氏名） （5）回収するフロンの種類 （6）フロン類回収設備の能力・数 （回収するフロンの種類が変わらない場合は不要） ＊氏名又は名称及び住所については、住民票（登記事項証明書【商業・法人登記】又は登記簿謄本）どおりに正確に記載すること ＊押印（法人にあっては代表者の印） 氏名の記載・押印に代えて署名することができるが、この場合は必ず本人が自署すること
－	住民票の写し	○	○	△	申請日の３ヶ月以内のもので、本籍の記載されているもの （変更の場合は変更後のもの） ＊（個人）本人のもの ＊（未成年者）本人のものに加えて、法定代理人（個人の場合）のものも提出
－	登記事項証明書 【商業・法人登記】 （又は登記簿謄本）	○	○	△	申請日の３ヶ月以内のもの （変更の場合は変更後のもの） ＊申請者又は法定代理人が法人の場合に提出
様式２号 （県）	欠格条項 不該当誓約書	○	○	○	＊申請者が法第56条第１項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書類
－	フロン類回収設備の使用権原に関する書類	○	○	△	＊所有権を証明できる書面 ＊自己所有でなければ、貸借契約書等使用権原を確認できる書面
－	フロン類回収設備の種類･能力の説明書類	○	○	△	＊設備の取扱説明書、仕様書又はカタログ等の写し

解体業許可申請・変更届のための
必要書類と留意事項

様式番号	書類の名称	区分			留意事項
		新規許可	許可更新	変更届	
様式第五 （省令）	解体業 許可・更新申請書	○	○	－	＊氏名又は名称及び住所については、住民票（登記事項証明書【商業・法人登記】又は登記簿謄本）どおりに正確に記載すること ＊押印（法人にあっては代表者の印） 氏名の記載・押印に代えて署名することができるが、この場合は必ず本人が自署すること ＊許可申請手数料　（新規）78,000 円　（更新）70,000 円 県収入証紙を申請書の余白に貼付すること ＊事業の用に供する施設の概要については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することで省略可 ＊第３面については、標準作業書の全文を添付している場合は省略可
様式第七 （省令）	解体業 変更届出書	－	－	○	＊次の事項に変更があった場合、その日から３０日以内に提出 （1）許可を受けている氏名又は名称、住所、法人の場合は代表者氏名 （2）事業所の名称、所在地 （3）法人である場合は、役員の氏名、住所 （4）未成年者である場合は、法定代理人の氏名、住所（法定代理人が法人である場合は、その名称、住所、代表者、役員の氏名） （5）事業の用に供する施設の概要 （6）標準作業書の記載事項 （7）他に解体業・破砕業・産業廃棄物収集運搬業又は処分業の許可を受けている場合は、その許可番号 （8）事業所以外の場所で積替保管を行う場合は、その所在地、面積、保管量の上限 （9）法人である場合は、100 分の 5 以上の株式を有する株主又は 100 分の 5 以上の出資者の氏名又は名称、住所 （10）令第５条に規定する使用人がある場合は、その氏名、住所 ＊氏名又は名称及び住所については、住民票（登記事項証明書【商業・法人登記】又は登記簿謄本）どおりに正確に記載すること ＊押印（法人にあっては代表者の印） 氏名の記載・押印に代えて署名することができるが、この場合は必ず本人が自署すること
－	住民票の写し	△	○	△	申請日の 3 ヶ月以内のもので、本籍が記載されているもの （変更の場合は変更後のもの） ＊（個人）本人のもの ＊（法人）役員のものに加え、100 分の 5 以上の株式を有する株主又は 100 分の 5 以上の出資者のもの ＊（未成年者）本人のものに加え、法定代理人（法定代理人が法人の場合においては、その役員を含む。）のものも提出 ＊（令第 5 条に規定する使用人がある場合）使用人のもの

様式番号	書類の名称	区分			留意事項
		新規許可	許可更新	変更届	
－	登記事項証明書 【後見登記】	△	○	△	申請日の３ヶ月以内のもの （変更の場合は変更後のもの） ＊後見登記等に関する法律第10条第１項に規定する登記事項証明書をいう。 ＊（個人）本人のもの ＊（法人）役員のものに加え、100 分の 5 以上の株式を有する株主又は 100 分の 5 以上の出資者のものも提出 ＊（未成年者）本人のものに加え、法定代理人（法定代理人が法人の場合においては、その役員を含む。）のものも提出 ＊（令第５条に規定する使用人がある場合）使用人のもの
－	定款 （又は寄附行為）	○	○	△	申請日の３ヶ月以内のもの （変更の場合は変更後のもの） ＊申請者又は法定代理人が法人の場合に提出すること
－	登記事項証明書 【商業・法人登記】 （又は登記簿謄本）	○	○	△	申請日の３ヶ月以内のもの （変更の場合は変更後のもの） ＊（申請者又は法定代理人が法人の場合）自身のもの
		△	○	△	申請日の３ヶ月以内のもの （変更の場合は変更後のもの） ＊（法人）100 分の 5 以上の株式を有する株主又は 100 分の 5 以上の出資者のもの
様式３号 （県）	欠格条項 不該当誓約書	○	○	○	＊申請者が法第62条第１項第２号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約する書類
様式４号 （県）	株主・出資者等 一覧表	△	○	△	＊（法人）100 分の 5 以上の株式を有する株主又は 100 分の 5 以上の出資者の所有株式数・総出資額を記載した書類
－	施設の図面	○	×	△	＊施設（積替保管場所を含む）の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
－	見取図	○	×	△	＊事業場周辺の見取図
－	施設の使用権原を証明する書類①	○	×	△	＊車輌、重機等機械器具について ・車検証等（所有権を証明できる書面及び自己所有でなければ貸借契約書等使用権原の確認できる書面） ・船舶の場合は、裸傭船契約書の添付（乗務員は自社員）
－	施設の使用権原を証明する書類②	○	×	△	＊事務所（建物・土地）、駐車場、その他事業の用に供する施設等の登記事項証明書【不動産登記】（又は登記簿謄本）等 ・自己所有でない場合は、貸借契約書等使用権原の確認できる書面及び施設等の登記事項証明書【不動産登記】（又は登記簿謄本）
様式５号 （県）	事業計画書 収支見積書	○	○	×	（１－１） ＊事業の全体計画 引取りから引渡しまでの流れを説明する内容を記載 有用物回収品目、発生廃棄物についても記載すること （１－２） ＊使用済自動車の引取実績及び計画 （１－３） ＊解体実績 （１－４） ＊解体能力

様式番号	書類の名称	区分			留意事項
		新規許可	許可更新	変更届	
					（１－５） ＊保管の状況 事業所以外の場所で保管している場合は、その台数を内数で（ ）に記載 （１－６） ＊年間収支見積書 ※現地確認の結果、使用済自動車を不適正に大量に保管していると判断される場合は、より詳細な事業計画書及び収支見積書の提出を求める場合があります。

（注）　新規許可の場合は、解体業、破砕業、（特別管理）産業廃棄物収集運搬業又は処分業の許可証（事業範囲変更許可を含む。平成12年10月１日施行の廃棄物処理法改正に基づき申請されたものに限る。）を提出することで、住民票の写し、登記事項証明書【後見登記】、株主である法人の登記事項証明書【商業・法人登記】（又は登記簿謄本）の添付を不要とすることができます。

ただし、許可証において、「許可証の提出の有無」が有とされているもの及び許可日から５年を経過したものについては認められません。

また、許可証は原本を提出してください。（複写後返却します。）

破砕業許可・変更許可申請・変更届
のための必要書類と留意事項

様式番号	書類の名称	区分				留意事項
		新規許可	許可更新	変更許可	変更届	
様式第八 （省令）	破砕業 許可・更新申請書	○	○	－	－	＊氏名又は名称及び住所については、住民票（登記事項証明書【商業・法人登記】又は登記簿謄本）どおりに正確に記載すること ＊押印（法人にあっては代表者の印） 氏名の記載・押印に代えて署名することができるが、この場合は必ず本人が自署すること ＊許可申請手数料　（新規）84,000円　（更新）77,000円 県収入証紙を申請書余白に貼付すること ＊事業の用に供する施設の概要については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することで省略可 ＊第３面については、標準作業書の全文を添付している場合は省略可
様式第十 （省令）	破砕業の事業の範囲の変更許可申請書	－	－	○	－	＊事業範囲を変更する場合は、事前に変更許可が必要 ＊氏名又は名称及び住所については、住民票（登記事項証明書【商業・法人登記】又は登記簿謄本）どおりに正確に記載すること ＊押印（法人にあっては代表者の印） 氏名の記載・押印に代えて署名することができるが、この場合は必ず本人が自署すること ＊許可申請手数料　75,000円 県収入証紙を申請書の余白に添付すること
様式第十一 （省令）	破砕業 変更届出書	－	－	－	○	次の事項に変更があった場合、その日から３０日以内に提出 （１）許可を受けている氏名又は名称、住所、法人の場合は代表者氏名 （２）事業所の名称、所在地 （３）法人である場合は、役員の氏名、住所 （４）未成年者である場合は、法定代理人の氏名、住所（法定代理人が法人である場合は、その名称、住所、代表者、役員の氏名） （５）事業の用に供する施設の概要 （６）標準作業書の記載事項 （７）他に解体業・破砕業・産業廃棄物収集運搬業又は処分業の許可を受けている場合は、その許可番号 （８）事業所以外の場所で積替保管を行う場合は、その所在地、面積、保管量の上限 （９）廃掃法の施設の設置許可を受けている場合は、その許可番号 (10) 法人である場合は、100分の5以上の株式を有する株主又は100分の5以上の出資者の氏名又は名称、住所 (11) 令第５条に規定する使用人がある場合は、その氏名、

様式番号	書類の名称	区分				留意事項
		新規許可	許可更新	変更許可	変更届	
						住所 ＊氏名又は名称及び住所については、住民票（登記事項証明書【商業・法人登記】又は登記簿謄本）どおりに正確に記載すること ＊押印（法人にあっては代表者の印） 氏名の記載・押印に代えて署名することができるが、この場合は必ず本人が自署すること
－	住民票の写し	△	○	△	△	申請日から3ヶ月以内のもので、本籍が記載されていること（変更の場合は変更後のもの） ＊（個人）本人のもの ＊（法人）役員のものに加え、100分の5以上の株式を有する株主又は100分の5以上の出資者のものも提出 ＊（未成年者）本人のものに加え、法定代理人（法定代理人が法人の場合においては、その役員を含む。）のものも提出 ＊（令第5条に規定する使用人がある場合）使用人のもの
－	登記事項証明書 【後見登記】	△	○	△	△	申請日から3ヶ月以内のもの （変更の場合は変更後のもの） ＊後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。 ＊（個人）本人のもの ＊（法人）役員のものに加え、100分の5以上の株式を有する株主又は100分の5以上の出資者のものも提出 ＊（未成年者）本人のものに加え、法定代理人（法定代理人が法人の場合においては、その役員を含む。）のものも提出 ＊（令第5条に規定する使用人がある場合）使用人のもの
－	定款 （又は寄附行為）	○	○	○	△	申請日から3ヶ月以内のもの （変更の場合は変更後のもの） ＊申請者又は法定代理人が法人の場合に提出すること
－	登記事項証明書 【商業・法人登記】 （又は登記簿謄本）	○	○	○	△	申請日から3ヶ月以内のもの （変更の場合は変更後のもの） ＊（申請者又は法定代理人が法人の場合）自身のもの
		△	○	△	△	申請日から3ヶ月以内のもの （変更の場合は変更後のもの） ＊（法人）100分の5以上の株式を有する株主又は100分の5以上の出資者のもの
様式3号 （県）	欠格条項 不該当誓約書	○	○	○	○	＊申請者が法第62条第1項第2号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約する書類
様式4号 （県）	株主・出資者等 一覧表	△	○	△	△	＊（法人）100分の5以上の株式を有する株主又は100分の5以上の出資者の所有株式数・総出資額を記載した書類
－	施設の図面	△	×	△	△	＊施設（積替保管場所を含む）の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
－	見取図	△	×	△	△	＊施設付近の見取図

様式番号	書類の名称	区分				留意事項
		新規許可	許可更新	変更許可	変更届	
－	施設の使用権原を証明する書類①	○	×	○	△	＊車輌、重機等機械器具について ・車検証等（所有権を証明できる書面及び自己所有でなければ貸借契約書等使用権原の確認できる書面） ・船舶の場合は、裸傭船契約書の添付（乗務員は自社員）
－	施設の使用権原を証明する書類②	○	×	○	△	＊事務所（建物・土地）、駐車場、その他事業の用に供する施設等の登記事項証明書【不動産登記】（又は登記簿謄本）等 ・自己所有でない場合は、貸借契約書等使用権原の確認できる書面及び施設等の登記事項証明書【不動産登記】（又は登記簿謄本）
様式６号（県）	事業計画書 収支見積書	○	○	○	×	＊事業範囲の変更許可申請の場合は、変更後のものを提出 （１－１） ＊事業の全体計画 引取りから引渡しまでの流れを説明する内容を記載 有用物回収品目、発生廃棄物についても記載すること （１－２） ＊解体自動車の引取実績及び計画 （１－３） ＊破砕実績 （１－４） ＊破砕等能力 （１－５） ＊保管の状況 事業所以外の場所で保管している場合は、その台数を内数で（　）に記載 （１－６） ＊年間収支見積書 ※現地確認の結果、解体済自動車を不適正に大量に保管していると判断される場合は、より詳細な事業計画書及び収支見積書の提出を求める場合があります。

（注）　新規・変更許可の場合は、解体業、破砕業、（特別管理）産業廃棄物収集運搬業又は処分業の許可証（事業範囲変更許可を含む。平成 12 年 10 月 1 日施行の廃棄物処理法改正に基づき申請されたものに限る。）を提出することで、住民票の写し、登記事項証明書【後見登記】、株主である法人の登記事項証明書【商業・法人登記】（又は登記簿謄本）の添付を不要とすることができます。

ただし、許可証において、「許可証の提出の有無」が有とされているもの及び許可日から５年を経過したものについては認められません。

また、許可証は原本を提出してください。（複写後返却します。）